

渋川市ソフトボール協会 登録規定

義務及び適用

第1条 本規定により、チームは本会に登録し、この規定を尊重し、本会の運営する行事に適用するものとする。

登録・資格等

第2条 チーム及び選手は、当年度の登録をしなければならない。

2. 本会に登録されたことにより、チーム及び選手は本規定を尊重し、多重登録（他支部も含む）及び移動等一切認めない。
3. 登録手続きは、初期を毎年2月1日～3月末日に行うものとする。
新規のチーム登録は随時行うことができる。
4. 追加選手の登録は、大会当日試合前までに登録できる。
5. 登録者は群馬県内に住居を有する者であること。
6. 登録者が第2条5項の資格を喪失し再び同一年度内に登録する場合は、初期登録チームに復帰させることができる。
7. 本会登録チームは県登録および日ソ協登録も可。

第3条 チーム編成上の注意点

1. 県登録チームは、男女混合チームは認めない。
2. 一般チームには高校生の（勤労学生は除く）登録は認めない。

第4条 登録された内容に変更があった場合及び取り消した場合は、直ちにその内容を本会に届け出なければならない。

第5条 チーム代表者は、渋川・北群馬に在住する者であること。

第6条 選手の背番号変更については、年度内は認めない。

第7条 登録チームは、チーム内に公認審判員・記録員・指導員資格者を積極的に置くよう努力する。

第8条 登録規定に違反した者、及び協会の運営を混乱させた者又はしようとした者がある場合は、そのもの及びその者の登録チームは、次試合及び次年度の試合出場を停止することがある。

この決定は理事会で決定する。

この規定は平成25年3月21日 追加及び一部改正承認